

# 「令和6年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」に係る企画提案公募要領

大阪府では、国際金融都市 OSAKA の実現に向け、大阪への金融系外国企業等の誘致につなげる下記の事業を実施します。この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（投資運用業、投資助言・代理業など）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。「等」については、海外のミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な企業及び上記の国内企業も含む。

## 1 事業名

「令和6年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」

### (1) 事業の趣旨・目的

国際金融都市 OSAKA の実現に向け、特に大阪に強みがあり、在阪企業の成長に資する金融系外国企業等に対して個別アプローチを行ってニーズを把握・分析し、誘致に向けたきめ細やかな伴走支援を実施します。伴走支援については、ビジネスマッチングを重点的に行うほか、大阪府・大阪府が運営する『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』（以下『サポートセンター』という。）とも連携して、ニーズに応じた各種サポートを提供します。加えて、金融系外国企業等の関心を引き出すよう、大阪の魅力やビジネスチャンス、インセンティブについて効果的に伝わるプロモーション・情報発信を行います。これらの取組みにより、大阪への金融系外国企業等の誘致を加速し、大阪経済の成長につながる好循環を構築します。

本事業の実施により、世界中から金融系外国企業等を呼び込み、日本の成長をけん引する東西二極の一極として、独自の個性・機能を持つ国際金融都市を形成し、大阪のさらなる飛躍につなげていくことをめざします。

### (2) 事業概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託上限額

47,303,000円（税込）

## 2 スケジュール

令和6年4月2日（火曜日）	公募開始
令和6年4月9日（火曜日）	説明会開催
令和6年4月16日（火曜日）午後5時	質問受付締切
令和6年5月2日（木曜日）午後5時	提案書類提出締切
令和6年5月中旬（予定）	選定委員会
令和6年5月中旬から5月下旬（予定）	契約締結
令和6年6月1日（土曜日）（予定）から	事業開始
令和7年3月31日（月曜日）	事業終了

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和6年4月2日（火曜日）から令和6年5月2日（木曜日）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

###### イ 配布場所及び受付場所

大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当  
住 所：大阪市中央区大手前2丁目1番22号 府庁本館5階  
電話番号：06-6944-6643

###### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、成長戦略局ホームページ  
（[https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/osaka-kokusai\\_kinyu/r6yuuti.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/osaka-kokusai_kinyu/r6yuuti.html)）から  
ダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

###### エ 受付期間

令和6年4月2日（火曜日）から令和6年5月2日（木曜日）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

###### オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

###### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

##### (2) 応募書類

###### ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本9部）

###### イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本9部、別添仕様書に基づき作成）

※副本には、審査の公正を期すため、自社及び関連企業の企業名や企業名が明らかとなる事項は記載しないでください。

###### ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本9部）

※副本には、審査の公正を期すため、自社名を記載しないでください。

###### エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本9部）

※副本には、審査の公正を期すため、自社名及び代表者名を記載しないでください。  
※過去5年以内の実績を記載ください。

###### オ 共同企業体で応募の場合、①～④の各書類

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：1部）

④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

〔添付書類〕（正本1部を提出してください。）

（共同企業体すべての構成員分を提出してください。）

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

イ 法人の場合は①、個人の場合は②及び③を提出してください。

①法人登記簿謄本（1部）

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（①、②各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行する納税証明書

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（①～③各1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（以下のうち、いずれか1部）

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し（※）

・令和5年6月1日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

・令和6年4月1日現在の障がい者の雇用状況について（様式10）

（※）は報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）でもカラーでも可とします。

なお、プレゼンテーション審査は副本により行います。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本・副本とも、1セットずつA4ファイルに綴って提出して

ください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします（添付書類を除く）。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「令和6年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」  
提案書 株式会社〇〇（事業者名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

### (1) 開催日時

令和6年4月9日（火曜日）午前11時30分から午前12時まで

### (2) 開催方法

オンライン開催

（オンライン会議システム Webex を使用します。申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。）

### (3) 申込方法

・電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

※電子メールアドレス：[globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※件名に「【説明会申込み：「令和6年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」＜事業者名＞】」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6643）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申し込みは受け付けません。

※説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

### (4) 説明会への申込期限

令和6年4月5日（金曜日）正午必着

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から令和6年4月16日（火曜日）午後5時まで

### (2) 提出方法

・電子メールにて受付を行います。

※電子メールアドレス：[globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※件名に「【質問提出：「令和6年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」＜事業者名＞】」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6643）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

・質問への回答は、令和6年4月23日（火曜日）までに成長戦略局ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/ki-kaku/osaka-kokusai-ki-nyu/r6yuuti.html>）に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします(※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと)。ただし、提案金額も同じ場合は、選定委員による多数決で決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時については、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、既に提出した企画提案書のみを使用して行ってください。(既に提出した企画提案書の差替え及び追加提出は認めません。)

なお、プレゼンテーションは基本的に対面・紙資料で実施しますが、オンラインで参加いただくことは可能です。プレゼンテーション審査にはパソコン等の機材は使用できません。オンラインでの参加の場合、画面共有で資料をプレゼンテーションすることもできませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
金融系外国企業等誘致事業	<b>①在阪企業等の実態把握、ハブ企業の確保</b> ア) 在阪企業等へのニーズ間取りについて、具体的な手法や間取り項目、対象となる企業の例が示されているか。 イ) ハブ企業の確保手法と目標数、具体的な企業の例が示されているか。 ウ) 「優先誘致企業リスト」記載の企業と、ハブ企業・在阪企業のマッチングについて、具体的な想定が示されているか。	10点	73点
	<b>②優先誘致企業リストの作成等</b> ア) 優先して誘致すべき企業数及び選定基準や根拠となる項目についての考え方が示されているか。 イ) 本事業経由で誘致する金融系外国企業等の目標数(KPI)が示されているか。	10点	
	<b>③個別コンタクト、面談、伴走支援</b> ア) 令和5年度までにコンタクト済みの企業へのフォローアップの手法が示されているか。 イ) 反応を得やすい個別コンタクトの手法が示されているか。(大阪の独自性を踏まえているか) ※本項目の提案がない場合、③は「0点」となる ウ) 面談の手配に至る有望企業等の獲得目標数及び根拠が示されているか。 エ) 面談におけるニーズ等の聞き取り項目と、ニーズごとの企業分類手法が示されているか。 オ) 有望企業等のニーズに対する伴走支援の内容及び手法、受託者自らが実施するものとサポートセンター等の関係機関と連携して実施するものの役割分担及び連携方法が示されているか。	20点	

	<p><b>④ビジネスマッチング</b> (AB)</p> <p>ア) マッチングの成立確度を向上させるための実施方法及びその規模並びに適切な実施回数が見されているか。</p> <p>イ) イベント参加企業の分野(属性)、企業数とその確保手法について見されているか。</p> <p>ウ) イベント周知・参加申し込み・アンケート回収のための効果的な手法が見されているか。</p> <p>エ) イベント終了後の参加企業に対する伴走支援の内容及び手法が見されているか。</p> <p>(C)</p> <p>オ) イベントの内容(参加企業の属性、企業数、開催回数、形式、実施体制等)が見されているか。</p>	10点	
	<p><b>⑤プロモーション・情報発信</b></p> <p>ア) 海外イベントに参加し、実施するプロモーションの内容及び実施回数が見されているか。</p> <p>イ) SNSの発信内容・頻度、活用方法、フォロワー数の増加方法など発信力強化の手法が見されているか。</p> <p>ウ) 国際金融都市 OSAKA ポータルサイトを活用した発信内容や頻度等が見されているか。</p> <p>エ) プロモーションに必要な動画(動画本数含む)・資料等のコンテンツの内容、活用方法が見されているか。</p> <p>オ) アンバサダーの活動状況の確認手法、アンバサダーの活動で強化すべき点と強化方法</p> <p>カ) 既存のプロモーション・情報発信の手法・内容・機会についての評価及び改善点について見されているか。</p>	10点	
	<p><b>⑥進出済企業フォロー事業</b></p> <p>ア) 進出済企業を支援する方法が見されているか。</p> <p>イ) 進出済企業と在阪企業のマッチング手法について見されているか。</p>	10点	
	<p><b>⑦その他</b></p> <p>ア) 業務を円滑に遂行できる体制及び月次報告などを通じて進捗管理が可能なスケジュールが見されているか。</p>	3点	
業務遂行能力	①過去(5年以内)に類似事業の実績を有することが見されているか。	5点	15点
	②国際金融業界に幅広いネットワークを有することが見されているか。	5点	
	③国際金融情勢に詳しいものが、大阪府市の求めに応じてアドバイスが出来ること。	5点	
障がい者雇用	<p>企業全体において、常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</p> <p>なお、共同企業体で応募の場合は、各構成員の平均点(小数点以下四捨五入)とする。</p>		2点
価格点	<p>(価格点の算定式)</p> <p>満点(10点) × (提案価格のうち最低価格 ÷ 自社の提案価格)</p> <p>* 小数点以下は切り捨て</p>		10点
合 計			100点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を成長戦略局ホームページにおいて公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 ※申込順
- ③ 全提案事業者の評価点（うち、価格点、提案金額含む） ※得点順
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。



- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
  - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。